

令和7年度第2回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年5月7日（水）
午後3時30分～午後5時5分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 18人

会 長	23番	長谷 幹夫			
会長代理	22番	金田 修一	24番	金木 洋子	
委 員	1番	牧野 和吉	5番	国谷 晃	
	7番	大道 勝則	8番	木下 幸雄	
	9番	北森 康雄	10番	坂井 義彦	
	11番	森川 重光	12番	北山 久雄	
	14番	杉林 清則	15番	熊南 昭浩	
	16番	山崎 修	17番	西田 清範	
	18番	林 作三	19番	古田 茂	
	21番	山崎 巖			
4. 欠席委員 6名

2番	各川 豊章	3番	茂 清志
4番	加藤 輝夫	6番	中村 敏
13番	森田 高雄	20番	大橋 芳信
5. 当初議題
 - 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について
 - 議案第6号 非農地証明書の交付について
 - 報告事項第5号 農地法第3条の3の規定による受理について
 - 報告事項第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告事項第7号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
 - 報告事項第8号 農地法第3条の規定による許可の一部取消しについて
 - 報告事項第9号 農地所有適格法人報告書の提出状況について
6. 追加議題 議案第7号 農業委員等の辞任について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、(2番 各川委員、3番 茂委員、4番 加藤委員、6番 中村委員、13番 森田委員 20番 大橋委員から欠席届があり、出席委員数18名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和7年度第2回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案4件、報告事項5件でございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。11番森川委員、12番北山委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。
ご準備はよろしいでしょうか。

会 長 それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第3号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから7ページまでです。

今回の申請件数は、20件で、申請面積は65,200.61㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は

近隣農地の耕作者です。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

2番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、コシヒカリを栽培予定です。

3番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

4番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地ではテンコモリを栽培する予定です。

5番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は孫娘の夫です。申請農地では水稻を栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

6番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では水稻・軟弱野菜を栽培する予定です。

7番は相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では野菜を栽培する予定です。

8番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は地域の中心経営体である認定農業者です。申請農地ではコシヒカリを栽培予定です。

9番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は8番と同じ地域の中心経営体である認定農業者です。申請農地ではコシヒカリを栽培予定です。

10番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。申請農地に隣接する居宅を購入予定であり、自家消費を目的として譲り受けるものです。譲受人は新規農家ですが、家庭菜園を行いたいとのことです。申請農地ではジャガイモ、タマネギ、ナス等を栽培する予定です。

議案書4ページをご覧ください。

11番は、労働力不足のため、親子間で農業経営を継承するため所有権を移転するものです。申請農地では主に梨を栽培する予定です。

12番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では水稻を栽培する予定です。

議案書5ページをご覧ください。

13番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では水稻を栽培する予定です。

14番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。譲受人は近隣に居住している新規農家であります。申請農地では野菜を栽培する予定です。

15番は、労働不足により、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家で通作距離は多少あるものの、家庭菜園を行いたいとのことです。申請農地では野菜を栽培予定です。

16番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は地域の中心経営体である認定農業者です。申請農地ではコシヒカリを栽培予定です。

議案書6ページ、7ページをご覧ください。

17番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地付近に移住予定で、新たに農業に取り組む新規農家です。申請農地では、水稻を栽培予定です。

18番は労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地付近在住の農家です。申請農地では、果樹（柿・栗）を栽培予定です。

19番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地付近に在住の農家です。申請農地では、水稻を栽培予定です。

20番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、申請地付近に在住の農家です。申請農地では、水稻を栽培予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

（担当委員から問題ない旨の報告あり）

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第4号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。なお、14ページの5条8番は〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の

制限を受けます。

事務局 はじめに、先日送付いたしました議案書に修正がございましたので、差し替え分の議案書をお手元に配布しております。ご確認お願いいたします。

さて、4月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

議案第4号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は8ページから14ページになります。

今回、4条申請が7件、5条申請が9件、合計面積は11,617.41㎡です。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しております。4条申請1番、2番、3番、4番、5条申請1番、4番、6番の7件でございます。

議案書の9ページをご覧ください。

4条申請1番は、富山地域熊野地区において、農家住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の敷地は先代のころから住宅及び農機具格納庫が建っており、今回相続のため調査したところ地目が田であることが判明し、これを是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療機関等があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

4条申請2番は、富山地域豊田地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、豊田地区にて農業を営んでありますが、現在居住している家屋は築50年以上とかなり老朽化しており、かつ、能登半島地震で一部損傷箇所もあり建て替えが必要となったため、申請地において新たに一般住宅を建築するため、今回申請されたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療機関や教育機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

4条申請3番は、富山地域針原地区において、一般住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、昭和40年頃から車の進入路として使用しており、今回調査したところ地目が畑であることが判明し、これを是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許

可基準は集落接続を適用しております。

4条申請4番は、富山地域池多地区において、一般住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の住宅敷地に駐車する空きスペースが無いため、隣接地においてカーポート及び物置を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地はすでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書10ページをご覧ください。

4条申請5番は、婦中地域婦中熊野地区において、農家住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の敷地は先代のころから農機具格納庫及び農作物置場が建っており、今回は是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

4条申請6番は、婦中地域婦中熊野地区において、貸駐車場敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の敷地は先代のころから貸駐車場として使用しており、今回は是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

4条申請7番は、婦中地域古里地区において、農機具格納庫を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、農業法人の代表と務めており、耕作面積の増加に伴い、農機具置場のスペースが不足することから、新たに農機具置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、申請地は、農用地区域内農地に指定されていることから、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

議案書11ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域針原地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、家族が増え手狭になってきたことにより、申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。また、4条申請3番と関連して、納屋が建築されていたことから、これを是正するため申請されたものでございます。申請地は一部宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請

地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請2番は、富山地域桜谷地区において、一般住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の敷地は先代のころから使用しており、今回調査したところ地目が田であることが判明し、これを是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育機関や医療機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請3番は、富山地域神明地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は隣接地の建物で喫茶店営業を行う予定としており、その来客者用駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書12ページをご覧ください。

5条申請4番は、富山地域寒江地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請人の●●は富山市内において主にデイサービス事業などを行っております。転用の概要といたしましては、来客駐車場および従業員駐車場が不足していることから、新たに駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。既存の敷地は以前より一部を駐車場と使用しており、今回調査したところ地目が田であることが判明し、これを是正するため申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請5番は、大沢野地域大沢野北部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人が現在住んでいる実家が手狭となったことから、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、大沢野地域大沢野南部地区において、農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地は国道41号線大沢野富山南道路予定地として既存の農家住宅敷地の立ち退きを求められているため、申請地において新たに農家住宅を建

築するため申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書12ページから14ページにかけてご覧ください。

5条申請7番は、大沢野地域大久保地区において、分譲住宅を整備する計画でございます。申請人の△△は主に不動産業を行っております。転用の概要といたしましては、申請地の半径500メートル以内にスーパーマーケットやドラッグストア等の商業施設や、医療機関、教育施設があり、生活環境が充実しております。また、国道41号線から近く交通の便が良いことにより住宅の需要が増加していることから、申請地を選定されたもので、1区画平均195㎡の全25区画の宅地分譲地を造成するものでございます。なお、申請地の一部を資材置場として使用しており、今回調査したところ地目が畑であることが判明したため、申請書には始末書の添付がございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地で更地分譲が可能であり、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。なお、この案件については3,000㎡を超える申請でありますので、富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請8番は、大山地域大庄地区において、農機具置場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、大山地域において農地集積を行っており、耕作面積の増加に伴い、農機具置場のスペースが不足することから、新たに農機具置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は農用地区域内農地に指定されていることから、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請9番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたことと、自身が代表を務める会社に近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、鉄道の駅から300メートルの範囲内にあることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について農

地法第5条8番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、農地法第5条8番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、5条8番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、5条8番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、5条8番について、申請どおり「許可」することといたします。
〇〇委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして異議なしとのことでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

議案書のページは、15ページから36ページです。

議案書15ページをご覧ください。

今回の申請件数は184件あり、設定面積は、752,559.61㎡です。

農用地利用集積等促進計画の案件につきましては、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積等促進計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。
(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第5号 農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理機構に「意見なし」として回答することといたします。

会 長 続きまして、議案第6号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。
議案書は、37ページから38ページとなります。位置図も併せてご覧ください。

今回、申請のありました農地につきましては、遊休農地であり、その土地が山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件などを満たしており、証明基準に合致しております。

該当する証明基準により協議事項と報告事項に分かれますが、今回申請者が同一人のため一括で協議・報告させていただきます。

申請地については、4月23日に、農業委員等と事務局が現地確認を行いました。

協議事項の2筆につきましては、舗装された公衆用道路となっていることを確認いたしました。位置図の写真は2番でございます。

続きまして報告事項の1筆目につきましては、山林の様相を呈していることを確認いたしました。位置図の写真は1番でございます。

報告事項の2筆目から6筆目につきましては、現在空き家となっている建物の周辺の土地で、木々が生い茂っており山林・原野化の様相を呈していることを確認いたしました。位置図の写真は3番および4番でございます。

このことから、今回申請地の事実状態に基づき、議案書の証明基準で非農地証明書の交付を行うものでございます。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明について、ご意見、

ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第6号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 ここで追加議案として、議案第7号 農業委員等の辞任について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 追加議案第7号、農業委員等の辞任についてご説明いたします。別にお配りしてあります、追加議案をご覧ください。令和7年4月30日に森田農業委員より辞職願いが提出されましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、農業委員等の辞任について同意を求めるものでございます。
以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明のありました農業委員の辞任について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、農業委員の辞任について同意することよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第7号 農業委員等の辞任について同意することといたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第5号 農地法第3条の3の規定による受理について

第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第7号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

第8号 農地法第3条の規定による許可の一部取り消しについて

第9号 農地所有適格法人報告書の提出状況について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第5号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、39ページから44ページです。今回の受理件数は20件で、全て相続により所有権を取得したものです。

報告事項第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、45ページから49ページです。解約件数は15件で、解約面積は72,475.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。以上でございます。

報告事項第7号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書は50ページから54ページです。今回の受理件数は、4条が3件、5条が12件、合計面積は8,605.00㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。なお、事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものはございません。以上でございます。

報告事項第8号農地法第3条の規定による許可の一部取り消しについて、ご報告いたします。議案書は、55ページです。

報告事項第9号農地所有適格法人報告書の提出状況について、ご報告いたします。議案書は、56ページです。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もありませんので、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 次に3. 協議報告事項等について事務局から説明をお願いします。はじめに、「令和7年度最適化活動の目標設定について」、説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 ただ今、説明のありました「令和7年度最適化活動の目標設定」の内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

▲ ▲ 委員 資料の「最適化活動の成果目標」に記載されている農地面積が、現状と異なるように感じられる。資料の「管内の農地面積」には、実際の耕作地ではない土地も含まれていないか？だから集積率が低いの

ではないか？

事務局 最適化活動の目標に使用する「管内の耕地面積」には、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を用いることとなっております。当該統計は、毎年度都道府県が行っている耕地および作付面積統計調査であり、直近の令和6年度の調査結果の数値を面積として掲載しております。そのため、具体的にどの農地を指すかということについては当局では回答できません。

しかし、本総会前に開催した「農林水産部事業説明会」において説明がありましたが、農用地区域を地図化する計画がありますので、地図化すれば、農用地区域内の農地についてはある程度正確に面積等が把握できるものと考えております。

農業委員会としては山間部の農地も含めた農地台帳上の面積を用いるため、どうしても統計による調査面積より大きくなる傾向がございます。

極力統一した面積を使用できるよう、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

▲ ▲ 委員 わかりました。

会長 面積については、事務局にて調査をお願いします。
それでは本年度における最適化活動については、事務局から説明のありました目標とし、その達成に向けてできる範囲内で取り組むこととしたいと思いますので、ご協力をお願いします。

会長 次に、「令和8年度農業関係税制改正要望について」事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 ただ今、説明がありました「令和8年度農業関係税制改正要望について」、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、要望がありましたら、事務局までお願いします。

会長 それでは、これにて令和7年度第2回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。